

ならしのオレンジテラス運営補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ならしのオレンジテラスの運営を支援することにより、認知症の人が住み慣れた地域で、自分らしく、安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進するため、ならしのオレンジテラス運営補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、習志野市補助金等交付規則(平成20年規則第12号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、習志野市認知症サポート事業所・ならしのオレンジテラス登録事業実施要領(平成31年4月1日施行。以下「実施要領」という。)において使用する用語の例による。

(補助対象)

第3条 補助金の交付対象となる事業所等は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 実施要領に基づき登録されたならしのオレンジテラスを運営すること。
- (2) ならしのオレンジテラスを運営するに当たり、本市の財源による他の補助金を受けていないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の立上げに要する経費に対する補助金の額等は、別表第1のとおりとする。ただし、ならしのオレンジテラスの運営を開始した年度に限り交付する。
- (2) 運営に要する経費に対する補助金の額等は、別表第2のとおりとする。

りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業所等は、ならしのオレンジテラス運営補助金交付申請書(別記第1号様式)に、収支予算書及び習志野市認知症サポート事業所・ならしのオレンジテラス登録可否決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、ならしのオレンジテラス運営補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。

2 市長は、前項に定める審査の結果、不適当と認められた場合は、速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第7条 交付決定事業所等は、補助金の交付決定に係る会計年度の末日までに、補助事業等実績報告書(規則別記第4号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 活動した内容がわかるもの

(2) 収支決算書

(額の確定等)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定又は概算交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを審査し、適正な補助金の額を確定し、補助金等確定通知書(規則別記第5号様式)により通知するものとする。

2 前項に規定する補助金の確定額は、補助金の交付額を上限とする。

(交付の請求)

第9条 前条第1項の補助金等確定通知書により通知を受けた事業所等が補助金の交付を請求するときは、補助金等交付請求書(規則別記第6号様式)を提出しなければならない。

(交付の特例)

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、概算払により補助金を交付することができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする事業所等は、補助金等概算払・前金払請求書(規則別記第7号様式)を提出しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 4 条第 1 号)

対象経費	補助金の額	補助限度額
消耗品費、修繕費、備品購入費	対象経費の総額の 100% に相当する額の範囲内で交付決定事業所等が必要とする額	10 万円

別表第 2 (第 4 条第 2 号)

種類	対象経費	補助金の額	補助限度額
医療又は介護の専門職を配置する事業所等	①光熱水費、保険料、郵便料、通信費、印刷製本費、消耗品費、備品購入費、報償費、使用料及び賃借料	下記①と②の合計額 ①対象経費の総額の 100% に相当する額の範囲内で交付決定事業所等が必要とする額。 ②専門職配置に係る補助金 月額 5 千円	①対象経費に係る補助金は 5 千円 × 当該年度中にならしのオレンジテラスを実施した月数 ②専門職配置に係る補助金は 5 千円 × 当該年度中にならしのオレンジテラスを実施した月数
上記以外の事業所等	①光熱水費、保険料、郵便料、通信費、印刷製本費、消耗品費、備品購入費、報償費、使用料及び賃借料	①対象経費の総額の 100% に相当する額の範囲内で交付決定事業所等が必要とする額	①対象経費に係る補助金は 5 千円 × 当該年度中にならしのオレンジテラスを実施した月数